

伯耆町高齢者福祉計画の概要

1. 計画期間

平成30年度から平成32年度までの3年間

2. 計画策定の目的

平成37年(2025年)には、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となることから、高齢化が一層進行することが予測され、総合的な対策が求められているため、これまでの高齢者福祉施策の実績や地域特性を考慮し今後の施策の方向性を示すことによって、高齢者福祉の一層の推進を図ることを目的とする。

3. 計画の位置づけ

老人福祉法第20条の8に規定される「老人福祉計画」

4. 基本的課題

団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)に向けて、支援の必要な高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、「医療」、「介護」、「介護予防」、「住まい」、「生活支援」の5サービスが包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を地域の実情に応じて構築していく必要がある。

高齢化が進む中、単に「長生きをする」だけでなく、高齢になっても住み慣れた地域で、いつまでも健康でいきいきと暮らし続けることが、住民すべての願いであり、介護が必要な状態とならないように、高齢者が自ら積極的に健康づくりに取り組めるように支援していく必要がある。

5. 計画の基本理念

「年をとっても生き生き安心のまち伯耆町」
(伯耆町版地域包括ケアシステムの実現を目指して)

6. 計画の基本目標

- (1) 地域で支え合う仕組みづくり
- (2) 生き生きと活動できる健康な暮らしづくり
- (3) 安心して暮らせるまちづくり

7. 本計画のポイント

(1) 関係機関との連携強化

医療と介護の両方を必要とする状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、地域の医師会等と連携しつつ在宅医療・介護連携の推進に取り組む。

また、地域包括支援センターを核として地域包括ケア会議を実施し、保健・医療・福祉などの関係機関と連携を図りながら、地域における高齢者の支援体制の強化に努める。

(2) 支え合いの体制づくりの推進

地域における多様な主体による多様な相互の支え合い活動を活発化するため、老人クラブ、自治会などへの福祉活動への働きかけを進めるとともに、NPOやボランティア活動の育成・支援を進める。

また、地域における生活支援機能の充実・強化に向けて、地域の支え合いを推進する「生活支援コーディネーター」を配置するとともに、生活支援に係る関係団体間で情報共有や連携・協働による取組を推進する「協議体」を定期的を開催する。

(3) 認知症ケア対策の推進

南部箕蚊屋広域連合と連携を図りながら、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」の充実を図り、早期診断、早期対応に向けた支援体制の構築を図るとともに、「認知症地域支援推進員」の配置・活動を通じて、認知症の人の家族に対する支援や、認知症ケアに携わる多職種協働研修などを実施することによって認知症ケアの向上を図る。

(4) 地域支援事業の充実

予防給付のうち、訪問介護・通所介護については、平成28年4月に介護予防・日常生活支援総合事業に移行している。

介護予防・生活支援サービスの提供については、現行相当サービスや一部基準緩和型のサービスは、南部箕蚊屋広域連合が統一的な基準に基づき事業所を指定してサービスを提供し、多様な主体による新たなサービスの創設は、本町において、生活支援サービスの体制整備の取り組みと併せて検討し、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体による多様なサービスの整備を推進する。